

## 群馬県学校保健審議会規則の一部を改正する規則について

### 1 改正理由

現在、群馬県学校保健審議会を構成する委員は、審議会規則第三条第2項において第二号委員（15名）及び三号委員（1名）のみであり、過去10年間は、現在の委員構成でほぼ変わらないことから、現行委員の構成に合わせ群馬県学校保健審議会規則（昭和40年教育委員会規則第13号）の一部を改正する。

### 2 規則の改正内容

今回の規則改正で第三条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第五項を削る。

#### 【旧】

（組織等）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が任命し、又は委嘱する。

- 一 県議会の関係常任委員会の委員長
- 二 関係団体から推薦のあつた者
- 三 学識経験者
- 四 関係行政機関の職員

3. （略）

4. （略）

5 第二項第一号及び第四号に掲げる者のうちから任命され、又は委嘱された委員は、前二項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる者に該当しなくなったときは、委員の職を免ぜられ又は解任されたものとする。

#### 【新】

（組織等）

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会が任命し、又は委嘱する。

- 一 関係団体から推薦のあつた者
- 二 学識経験者

3. （略）

4. （略）

### 3 施行日

平成31年4月1日